

# 災害時の ごみの出し方

大規模な災害が発生すると、一度に大量のごみが出ます。一日も早い復旧・復興のためには、災害で出たごみを分別して、適切に処理することが必要不可欠です。災害に備えて、市民の皆様にごみ出し方をお知らせします。

## ポイント1 「災害ごみ」ってどんなごみ？



「災害ごみ」とは、地震による建物等の崩壊又は台風・洪水での浸水等により使用できなくなった家財などです。

災害によって発生したもの以外は対象となりません。



## ポイント2 災害ごみが発生したらどうするの？

災害の規模・被災状況によって、ごみを出す場所や方法が異なります。  
市からの案内を確認して、適切に出しましょう。

### 通常ごみ

通常的生活により排出される  
家庭ごみ（生ごみなど）

**週2回の可燃ごみで  
出してください  
（通常どおり）**

※大規模災害が発生した場合、家庭ごみの収集を停止することがあります。必ず市からの案内を御確認ください。

※沼上・西ヶ谷清掃工場への持ち込みについては、市によるごみ搬入の妨げになるため、案内があるまではご遠慮ください。

### 災害ごみ

- ・ **生ごみ**（例：水に浸かった食料品等）
- ・ **小型の可燃ごみ**  
（例：泥が付着した衣類・古紙、衣装ケース、小型の家具等）
- ・ **大型ごみ**  
（例：浸水により濡れた畳、大型の家具等）
- ・ **不燃ごみ**  
（例：ガラス・陶磁器等、小型家電等）
- ・ **その他通常ごみに出せないごみ**  
（例：浸水により使えなくなった家電4品目※等）  
※テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機

市から案内する方法でお願いします

収集車による  
戸別収集



公園等の臨時ごみ集積所  
への一時的なごみ出し



※公園等の臨時ごみ集積所については「ポイント3」にて解説

仮置場への  
持ち込み



### 市民の皆様へのお願い

- 正しく分別して、必ず市から案内する方法で排出してください。
- 市からの案内があるまでは、絶対に道路や公園等にごみを出さないでください。屋内や敷地内での保管に御協力ください。
- 被災により生じたごみ以外は、災害ごみとして回収できません。

### 事業者の皆様へのお願い

- 事業で出たごみは、災害ごみでも原則市では収集できません。通常の排出と同様に、業者へ依頼してください。公園や仮置場へ持込むことはできません。※例外あり

# ポイント3 災害ごみを適切に分別しよう

地域に設置される臨時ごみ集積所の状況

CASE 1

無秩序に置かれた状態



CASE 2

分別して置かれた状態



早期の収集ができるのは？



収集・分別に時間がかかり、地域の復旧復興が遅くなります。  
また、悪臭の発生や崩壊・火災等の危険性も生じます。

収集効率が上がり、素早い収集ができます。  
そのため、地域の復旧・復興も早くなります。

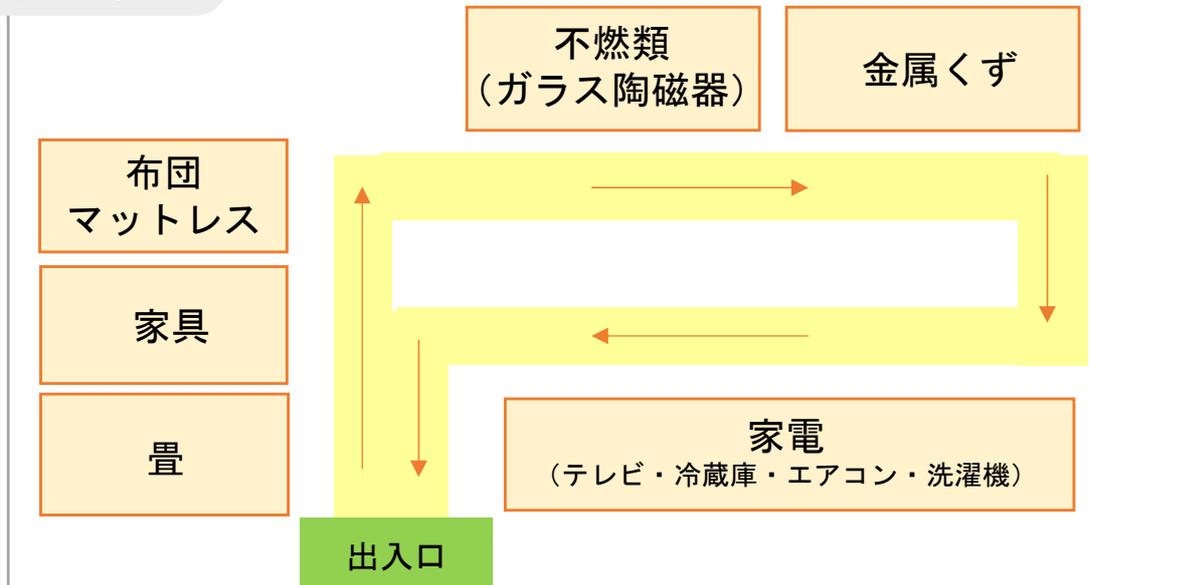
## 公園等臨時ごみ集積所への持ち込みについて

地域に臨時ごみ集積所が設置された場合は、事前に分別して持ち込んでください。  
なお、公園等の臨時ごみ集積所は、災害の規模や被災状況によっては設置しない場合もありますので、市からの案内があるまではごみをださないでください。

※災害の規模や被災状況によって、ごみを出す場所が異なります。

※ライターやリチウムイオン電池等、火災の原因になる災害ごみは公園等には出さず、戸別収集や仮置場へ出すようにしてください。

## 分別例



## ☑ 日頃の備え

### 災害に備えた対策をしよう

家具や電化製品は、転倒防止器具等で壁に固定して倒れにくくすることで、災害時の破損を防止できます。

### 不要なものを溜めないようにしよう

不要なものは、日頃から通常ごみとして出しておくか、リサイクルショップやフリマアプリなどで処分しておくことで、災害時のごみを減らすことができます。

## コラム 実際に「令和4年台風第15号」ではこんなごみが出されました



### こんなものも本当に災害ごみ？

まだ乗れる自転車や雨傘、ブラウン管テレビ等  
本当に災害ごみなのか怪しいものも、ちらほら…

**浸水等の被害によってごみになったもの  
以外は、災害ごみではありません！**

日頃から自宅の中を整理し、資源物はリサイクル  
するように心がけましょう。

皆様の御協力をお願いいたします。

## 📣 市からのお知らせの確認をお願いします！

災害が発生した場合は、市から市民の皆様へ、具体的なごみの分別方法や出し方について、お知らせする予定です。  
市からの案内を確認し、適切な方法でごみを出してください。

広報手段  
(予定)

- ◆市ホームページに掲載
- ◆その他状況に応じ、チラシ（各自治会・町内会への配布・組回覧）  
・SNS ・ テレビ・ラジオ・同報無線 等にてお知らせ予定

問い合わせ

このチラシに関すること  
静岡市環境局ごみ減量推進課

TEL : 054-221-1075 FAX : 054-221-1076 E-mail : gomigenryou@city.shizuoka.lg.jp